

学校いじめ防止基本方針

福井市鷹巣小中学校

令和 7 年 4 月

学校いじめ防止基本方針

鷹巣小中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

はじめに、学校の思いや考え方を基本方針の前文として記載します。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

スクールプラン『豊かな心の育成：人を思いやれる優しい子』を目指す。

○一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。

○すべての児童生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと。いじめを認識しながらこれを放置しないこと。いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。

○児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、市、教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

スクールプラン『温かい心で互いを認め合う集団づくり』を目指して、縦割り活動や異校種・地域との交流活動の充実を図る。さらに、①道徳教育や人権教育を通して、思いやりの心を育てる。②生徒会活動や校外学習など体験活動を通し、お互いに話し合う機会をつくり相互理解を深める。③いじめ防止などのための取組(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施)に係わる項目を学校評価に位置づけて、学校におけるいじめ防止などの取組の改善に努める。

- 校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童生徒が生命や人権を大切にすることを育てます。
- 校長は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 校長は、道徳教育を推進し、児童生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。
- 教員は、発達段階に応じて、幼少期から規範意識の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめ防止に係わる取組を促します。
- 教員は、教科指導及び生徒指導において、児童生徒一人一人が、自己存在感を味わえるような、自己決定の場があって、共感的な理解の上に人間関係を築き自己有用感を味わえるような集団づくりに取り組みます。
- 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 教員は、発達障害等のある児童生徒がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・自分は、いじめを見逃さないよう注意を払い、いじめやその兆候を発見したら適切に対応している。
- ・自分は、様々なサインを見逃さないように気をつけ、悩みや相談に親身になって対応している。
- ・本校は、道徳の時間を確保し、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする指導に努めている。

【児童生徒】

- ・自分は、みんなで何かをするのは楽しい。
- ・自分は、自分なりの考えを持って、何事にも前向きな気持ちで取り組んでいる。
- ・自分は、友達を大切にし、いじめを見たら、大人に知らせたり、止めたりすることができる。

【保護者】

- ・我が子は、思いやりの気持ちをもって、相手に対して優しい行動がとれる。
- ・我が子は、いろいろな活動に対して前向きな気持ちで頑張ろうとしている。
- ・我が子は、学校生活を楽しくしており、友人関係も良好である。

(3) いじめの未然防止

いじめの原因は、児童生徒の低学力や規範意識の薄さ、自己有用感の欠如にある。積極的な生徒指導として、スクールプラン『確かな学力の向上：基礎学力の定着やつながる学校づくり：校区文化の継承及び地域行事への積極的な参画によって、児童生徒一人一人を支援・指導する。さらに、スクールプラン『温かい心で互いを認め合う集団づくり』を目指して、縦割り活動や異校種・地域との交流活動の充実を図る。さらに、以下の児童生徒を含め、特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性をふまえた適切な支援を行う。

- ア. 発達障害など障害のある児童生徒
- イ. 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ウ. 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童生徒
- エ. 東日本大震災で被災した児童生徒また、原子力発電所事故により避難している児童生徒

- 教員は、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、児童生徒が楽しく学べる教育に努めます。
- 教員は、いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、児童生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援します。
- 校長は、規律や秩序の確立を通して、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、児童生徒の心の居場所をつくることに心掛けます。
- 校長は、学級活動や生徒会活動等を活用して、児童生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 校長は、児童生徒が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。

(4) いじめの早期発見

生徒指導部で、毎月月末に学校生活調査を実施し、児童生徒理解を図る。児童生徒の様子を共通理解する。生活ノートや日頃の会話、生活の様子を観察し、一人でも気にかかる事例があればその情報を全員で共有する。さらに、保護者や地域の方からの情報にもアンテナを高くして情報を集める。

- 毎月、並びに教育相談週間に児童生徒に生活調査用紙を使って自己チェックをするとともに、担任はその調査用紙の情報を活用しながら個別懇談を実施します。
- 教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見逃したり見逃したりしないよう児童生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- 校長は、いじめの被害と加害および他の生徒のいじめ行為の状況について、児童生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、児童生徒を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや鷹巣PTCA等の地域の関係団体との連携を促進し、子どもの状況に関する情報を共有するなど、校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。
- 教育相談担当者、スクールカウンセラー、養護教諭が児童生徒とのカウンセリング活動を充実させることで、児童生徒及び保護者を支援し、児童生徒が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整えます。

(5) いじめの事案対処

気になることがあれば、全員で関係する情報を集める。そして、いじめ対策委員会がサポート班を設置して全員で対応する。教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童生徒の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し組織的な対応につなげます。

- 校長は、いじめの事実を確認した場合は、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対策委員会」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- 校長は、直ちに、いじめを受けた、あるいは報告した児童生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで、適切な指導を行います。
- 校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 校長は、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員・児童委員等との連携を進めます。

(6) いじめの解消について

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要点を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係わる行為がやんだ後、相当な期間(3ヶ月以上)を経過していること。
 - ②被害児童生徒が、身の苦痛を受けていないことについて本人及び保護者に面談などで確認すること。

(7) いじめによる重大事態への対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
 - 「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守ります。
- 被害・加害児童生徒への対応
 - いじめを受けた、あるいは報告した児童生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
 - 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。
- 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や、重大な被害等が生じる恐れが

ある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席すること（30日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対応を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭等の教職員（場合によって専門的な知識を持つスクールカウンセラー）で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、事案対応についての指導方策を定期的に協議します。

(2) 組織の役割

○年間行事計画の作成(P)・実行(D)・修正(C)・検証(A)の中核となり、体系的計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みができるようにします。

○いじめ発生時には、情報を収集し事実の確認と記録の整理・管理に心がけます。

また、保護者・関係機関・専門機関とともに情報の共有化を図り、指導や支援の体制・対応方針を決定していきます。

(3) いじめ対応サポート班

○教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任または当該部活動顧問をメンバーとするいじめ対応サポート班を編制し、共通理解のもと共通の方針で指導に当たります。

(4) 家庭、地域、関係機関との連携

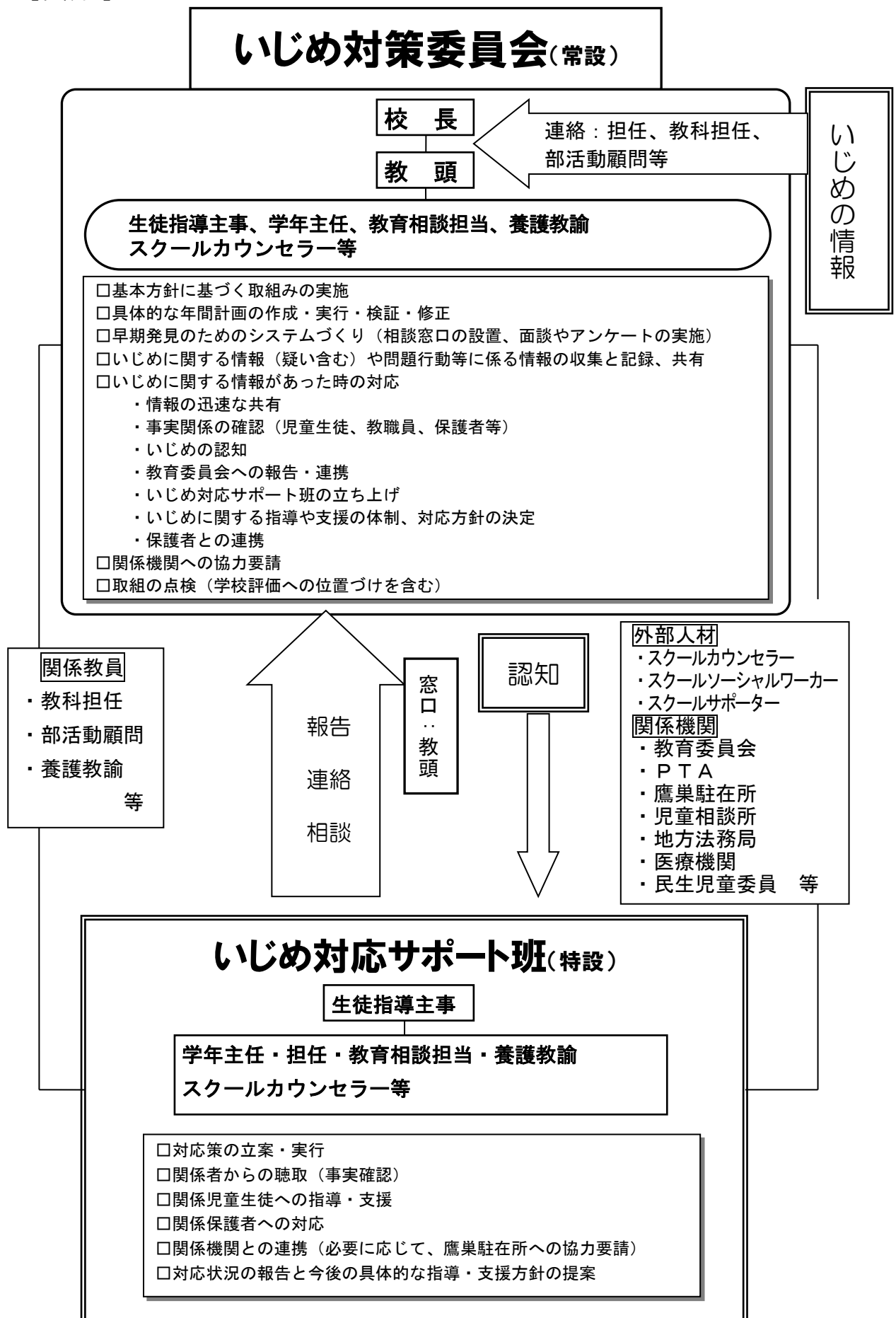
○校長は、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。

○校長は、日ごろから警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関の担当者との情報交換の場や連絡会議等を計画的に開催します。

(5) 学校相互間の連携協力

○校長は、いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校間相互の連携協力体制を整備します。

【組織図】



【いじめ対策の年間行動計画(中学校)】〔4～6月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	いじめの自己チェック インターネット通信の利用ガイド ・新入生対象に ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 生徒総会 ・自主的な活動 ・絆づくり 学校生活調査 → 報告		
5月	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 1年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認 授業研究	砂浜マラソン ・健全な心身の育成 ・粘り強く取り組む姿勢 修学旅行 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫 学校生活調査 → 報告		
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開	教育相談週間 連合音楽会 ・絆づくり ・リーダーの存在感 ・自己肯定感を高める 学校生活調査 → 報告		

〔7～9月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
7 月	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 保護者会 - 情報や意見収集 取組評価アンケート①分析 - 同じ項目で - 未然防止に生かす	文化祭・体育祭計画 - コミュニケーション力育成 - 自主的な計画 ひまわり教室 - 休み前非行防止教室 - ネットモラル、犯罪等 YOSAKOI - 地域文化体験活動 - 自主的な計画 - 絆作り 2 年生 養浦太鼓 職場体験学習 学校生活調査 → 報告		
8 月	いじめ対策委員会 - 取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り 2 学期に向けて 職員会議 - 重点事項確認 いじめに関する 校内研修会 7 月までの反省 9 月からの取組み - 教員の意識点検	家庭訪問 - 休み中だけでなく普段の様子も - クラスや地域の子どもの状況も把握 地域交流活動（各地域行事等参加） - 体験的な活動 - 絆づくり 親子奉仕活動 - 体験的な活動 - 親子の絆づくり 学校生活調査 → 報告		
9 月	情報発信 - 評価アンケート①結果 9 月からの取組み等 保護者会、通信等で 授業研究 いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握	文化祭・体育祭 - 絆を強める インターネット 通信の利用ガイド - 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 学校生活調査 → 報告		

〔10～12月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究	教育相談週間 海鮮鍋ボランティア ・体験的な活動・絆づくり・地域貢献 学校生活調査 → 報告		
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 人権教育・人権週間に関する校内研修会 ・全校道徳週間 ・人権集会のもち方 授業研究	生徒総会 ・自主的な活動 ・絆づくり ・SNS利用について 学校生活調査 → 報告		
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 取組評価アンケート②分析 ・同じ項目で ・7月までとの比較 保護者会 ・情報や意見収集	人権週間の取組み ・人権集会 ・人権作文発表会 ・全校公開道徳 ・委員会全校放送 アンケート調査（取組評価アンケート②を含む） 小中交流活動（クリスマス集会） ・自主的な活動 ・絆づくり 学校生活調査 → 報告		

〔1～3月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
1 月	いじめ対策委員会 ・ 12 月までの振り返り ・ 3 学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認 情報発信 ・ 評価アンケート②結果 ・ 1 月からの取組み等 授業研究	インターネット通信の利用ガイド ・ 情報モラルや正しいコミュニケーションのとりかた指導 学校生活調査 → 報告		
2 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	教育相談週間 新入生体験入学 ・ 新たな絆づくり ・ 異校種生との交流 学校生活調査 → 報告	修学旅行に向けて ・ 自主的計画・運営 ・ コミュニケーション活動の工夫	
3 月	取組評価アンケート③分析 ・ 同じ項目で ・ 年間での比較 いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認 情報発信 ・ 評価アンケート③結果 ・ 学期の取組み等	お別れ会（3 年生を送る会） ・ 感謝の心 ・ 次の学年の自覚 アンケート調査（取組評価アンケート③を含む） 立志式 ・ 次の学年への自覚 ・ 自立した態度 校内奉仕活動 ・ 学校、地域に感謝して 学校生活調査 → 報告		

【いじめ対策の年間行動計画(小学校)】〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等		
		1・2年生	3・4年生	5・6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ P T A総会 ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	インターネットの使い方 スマートルールの確認 ・全学年対象 ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 はじめまして集会 ・自主的な活動 ・絆づくり いじめ調査 → 報告		
5月	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 1年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認 授業研究	砂浜マラソン ・健全な心身の育成 ・粘り強く取り組む姿勢 いじめ調査 → 報告		
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開	修学旅行(6年) ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫 教育相談週間 連合音楽会(5・6年) ・絆づくり ・リーダーの存在感 ・自己肯定感を高める いじめ調査 → 報告		

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等		
		1・2年生	3・4年生	5・6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 取組評価アンケート①分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす 保護者アンケート① ・情報収集 ・未然防止に生かす 保護者会 ・情報や意見収集 ・情報共有	インターネット通信の利用ガイド ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 家庭訪問 ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握 いじめ調査 → 報告		
8月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・9月からに向けて 職員会議 ・重点事項確認 いじめに関する校内研修会 ・7月までの反省 ・9月からの取組み ・教員の意識点検	地域交流活動（各地域行事等参加） ・体験的な活動 ・絆づくり 親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり いじめ調査 → 報告		
9月	情報発信 ・評価アンケート①結果 ・9月からの取組み等 保護者会、通信等で 授業研究 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	小中合同体育大会 ・絆を強める ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画 ・リーダーの存在感 ・健全な心身の育成 ・粘り強く取り組む姿勢 いじめ調査 → 報告		

〔10～12月〕

	教員の動き等	児童の活動等		
		1・2年生	3・4年生	5・6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究	教育相談週間 地域行事 海鮮鍋ボランティア (6年) ・体験活動 ・絆づくり ・地域貢献 いじめ調査 → 報告		
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 人権教育・人権週間に関する校内研修会 ・全校公開道徳週間 ・人権集会のもち方 授業研究	器械運動発表会 ・絆を強める ・コミュニケーション力の育成 ・健全な心身の育成 ・粘り強く取り組む姿勢 いじめ調査 → 報告		
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者アンケート① ・情報収集 ・未然防止に生かす 保護者会 ・情報や意見収集 ・情報共有	人権週間の取組み ・人権集会 ・人権作文発表会 ・全校公開道徳 ・委員会全校放送 スマートルールの意識 ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 いじめ調査 → 報告		

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等		
		1・2年生	3・4年生	5・6年生
1 月	いじめ対策委員会 ・12月までの振り返り ・1月からに向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認 情報発信 ・評価アンケート②結果 ・3学期の取組み等 授業研究	感謝集会 ・施設技師さん、調理技師さんへの感謝の心 いじめ調査 → 報告		
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	教育相談週間 6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚 縄とび大会 ・健全な心身の育成 ・粘り強く取り組む姿勢 いじめ調査 → 報告		
3 月	取組評価アンケート③分析 ・同じ項目で ・年間での比較 いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認 情報発信 ・評価アンケート③結果 ・学期の取組み等	校内大掃除 ・学校、地域に感謝して いじめ調査 → 報告		

【教員用チェックポイント 例】

【場面等】	【観 察 の 視 点】
朝の会	☐ 遅刻、欠席が増える ☐ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる ☐ 返事の声が小さい
授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 用具、机、椅子等が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る ☐ 席を離されている ☐ 周囲がざわついている ☐ 涙を流した気配がある
授業中	☐ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える ☐ 保健室やトイレによく行く ☐ 正しい答を冷やかされる ☐ あだ名で呼ばれている ☐ グループ分けで孤立しがちになる ☐ その子を避けるように通る ☐ その子にだけ配付物をわたさない
休み時間	☐ 一人でいることが多い ☐ 用もないのに職員室付近にいる ☐ 用もないのに保健室によく行く ☐ 持ち物や掲示物などにいたずらされている ☐ 遊びの中で、一人だけが攻撃されたり悪ふざけの対象になったりする ☐ 机に落書きをされる ☐ 廊下の物掛が散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見られたりする ☐ 視線をそらす ☐ 特別教室へ入っている
給食時	☐ 食べ物にいたずらされる ☐ その子が触れるものを嫌がる ☐ 机をわざと離すなどグループに入っていない ☐ 話の輪に入っていない ☐ 少食になる

下校時	☐ グループに入らないで一人にいる ☐ なかなか下校しようとしなない、あるいは、急いで一人で帰宅するなど、周囲を気にしている ☐ その子の机の中の物が散乱している ☐ 作品が壊されたり隠されたりする ☐ 表情が暗く、行動が遅い ☐ いつも、ほかの子の荷物を持たされている ☐ 部活動が無断で欠席する
その他	☐ 持ち物が隠されたり、壊されたりする ☐ 学級内に友だち関係の変化がある

家庭で

- ☐ 朝、なかなか起きてこない
- ☐ 表情が暗くなり、口数が少なくなる
- ☐ 食欲がなくなり体重が減少したり、過食になり体重が増えたりする
- ☐ いらいらしたり、おどおどして落ち着きがなくなったりする
- ☐ 衣服の汚れが見られ、わけを聞いても話さない
- ☐ 学用品や所持品が紛失したり壊されたりしている
- ☐ 親が知らない物を持っている
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く、友だちと遊ばなくなる
- ☐ 金品の持ち出しがわかることがある
- ☐ 親や兄弟・姉妹に反抗することが増える
- ☐ 不審な電話やメールなどが多くなり、急に外出する
- ☐ 登校時に頭痛・腹痛・吐き気など身体の異常を訴える
- ☐ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする
- ☐ 教科書やノートが傷み、落書きが多い
- ☐ ゲーム等をする時間が増え、現実から逃避しようとする
- ☐ 早退や無断欠席がある
- ☐ 急に友だち関係が変化する
- ☐ チックが出たり、つめかみをしたりするようになる